

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
苓北町	坂瀬川地区(鶴)	令和3年3月23日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	45 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	41.6 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	12.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.1 ha
(備考)	

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

2 対象地区の課題

・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は10.1ha、75才以上で後継者未定・不明の農業者の耕作面積は9.9haで両者を比較すると、ほぼ均衡が取れているが、今後の地域の高齢化と担い手不足の懸念から、新たな農地の受け手の確保が必要。
 ・水田においては、水稻・WCSの作付けが主で農地の有効活用が必要である。
 ・集落の農地面積の割には、個人の機械所有が多く、機械の共同利用が進んでおらず、生産コストが高い状況である。
 ・ほ場整備が行われていない農地が多く、用排水路が老朽化している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田及び樹園地利用については、中心経営体である認定農業者や集落が認める担い手16人のほか、今後設立を計画する集落営農組織で対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)		現状		今後の農地の引受けの意向		
			経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
1 認農	A		水稲、果樹	1.1 ha	水稲、果樹	1.4 ha	鶴
2	B		水稲、果樹、WCS	0.1 ha	水稲、果樹、WCS	1.2 ha	鶴
3	C		水稲、果樹	1.4 ha	水稲、果樹	1.5 ha	鶴
4	D		WCS	0 ha	WCS	0.7 ha	鶴
5	E		水稲、お茶	0.5 ha	水稲、お茶	0.5 ha	鶴
6	F		水稲、果樹	0.8 ha	水稲、果樹	1.1 ha	鶴
7	G		果樹	0.3 ha	果樹	0.3 ha	鶴
8	H		水稲、果樹	0.4 ha	水稲、果樹	0.4 ha	鶴
9	I		水稲、果樹	0.9 ha	水稲、果樹	1 ha	鶴
10 認農	J		果樹	4.2 ha	果樹	4.2 ha	鶴
11	K		水稲、果樹	1 ha	水稲、果樹	1.1 ha	鶴
12	L		水稲、果樹	1 ha	水稲、果樹	1 ha	鶴
13	M		水稲、果樹	1.7 ha	水稲、果樹	1.7 ha	鶴
14	N		水稲、果樹	1 ha	水稲、果樹	1 ha	鶴
15	O		水稲、WCS	0.3 ha	水稲、WCS	0.5 ha	鶴
16 認農	P		牧草	0.4 ha	牧草	0.4 ha	鶴
17 集	Q		水稲	0 ha	水稲	7.2 ha	鶴
計	17 人			15.1 ha		25.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は112筆、10haとなっている。

●農地中間管理機構の活用方針

基盤整備事業を見据えるとともに、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。また、新たな受け手へのスムーズな付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

●水稻・果樹栽培の作業しやすい環境の整備

- ・用水路を整備する。
- ・担い手、営農組織に農地を集積し、規模拡大及び遊休農地の利活用を図る。
- ・機械の共同購入、共同利用に取り組み、専門オペレーターを育成する。

●農業で生活できる収入の確保

- ・米の高品質化、ブランド化に取り組む。
- ・直販体制を確立する(インターネット・契約・直売所等)。

●地域で有害鳥獣による農作物被害の防止

- ・団地ごとに侵入防護柵(金網)を設置する。
- ・集団的な捕獲体制の確立をめざす。

●地域資源を生かした「鶴地区龍の里」地域づくり

- ・黒染のため池・龍の尾観音・風力発電等を活用した地域づくりに取り組む。
- ・鶴地区で収穫祭を実施する。

●農業を柱とした地域協働活動・担い手づくり

- ・営農組織をつくる。
- ・地域にマッチした付加価値の高い作物を導入する。